

装置型式指定規則等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 190 回会合において、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」が新たに採択されたほか、「大型車の制動装置に係る協定規則（第 13 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択されました。併せて、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」については、電気自動車等の普及に伴い、同規則に基づく自動車の電費性能等に関する認定の活用機会が増えてきたことから、相互承認の対象となる装置を整理することが必要となりました。

また、令和 2 年 8 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申）において、ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの（以下「ガソリン・LPG 特殊自動車」という。）について、排出ガス規制値を強化するとともに、排出ガス試験サイクルに過渡サイクル等を導入すること及びブローバイ・ガスの大気開放を禁止することが適当であるとされ、令和 6 年末までに措置することとされています。

さらに、車載装置等のデジタル化の状況を踏まえ、運行記録計について、走行速度や走行距離といった情報の取得に用いることができる信号の種類を拡大とともに、車載装置にシステムとして取り込まれており独立した筐体を持たないものを想定した技術基準とすることを検討してきました。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動車の電費性能等に関するもの（「自動車駆動用電力消費装置」等）を追加します。
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 168 号に基づく認定に対応するものとして「ディフューズストラテジー防止装置（路上走行時に排出ガス等の発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。以下同じ。）」を追加します。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 154 号に基づき認定された「自動車駆動用電力消費装置」等を追加します。
- ④ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 168 号に基づき認定された「ディフイートストラテジー防止装置」を追加します。
- ⑤ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第 13 号第 12 改訂版	⇒	第 13 号第 13 改訂版
第 78 号第 5 改訂版	⇒	第 78 号第 6 改訂版

- ⑥ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を定める様式に、型式指定を受けた「ディフイートストラテジー防止装置」に付すことができる特別な表示を追加します。

(2) 共通構造部型式指定規則の一部改正

法第 75 条の 2 第 7 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定共通構造部を構成する特定装置に、2. (1)①の改正内容を追加するほか、所要の改正を行います。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、二輪自動車等の制動装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改めるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス（RDE^{*1}）試験法として、協定規則第 168 号を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験により排出される窒素酸化物（NOx）の規制値を、台上排出ガス試験の規制値とほぼ同等（台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍^{*1}）まで大幅に強化します。

^{*1} 車載型排出ガス測定装置（PEMS）の計測誤差分（10%）を考慮した値。
従前は台上排出ガス試験の規制値の 2 倍まで許容。

【適用日】

新 型 車：令和 10 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 10 月 1 日

- ② ガソリン・LPG 特殊自動車の排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC：Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle）及び定常試験サイクル（7M-RMC：7 Mode Ramped Modal Cycle）を追加するとともに、排出ガス規制値を下表のとおり強化します。

自動車の種別	試験サイクル	排出ガス規制値（平均値（上限値））[g/kWh]		
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)
ガソリン・LPG 特殊自動車	LSI-NRTC	15.0	0.60	0.30
	7M-RMC ^{*2}	(20.0)	(0.80)	(0.40)

^{*2} 従前の 7 モード法も選択可能

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 9 年 10 月 1 日

- ③ ガソリン・LPG 特殊自動車について、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。

【適用日】

新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和9年10月1日

- ④ 運行記録計について、デジタル式運行記録計が走行速度や走行距離といった情報を取得する際に、車速パルス以外の信号を用いる場合の要件を規定するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれている運行記録計も想定した新たな技術基準を設けます。

	従前	改正後	備考
速度データの取得方法	車速パルス	FMS コネクタ*3 等も可	車両側が持つデジタルデータを活用し記録
機器の筐体	筐体を前提	ECU*4 等に組み込まれたものも想定	
車内記録（1年分）	必須	クラウドがあれば不要	通信不成立に備え24時間分の車内記録は必要
データ出力端子	必須	Wi-Fi 等があれば不要	

*3 車両運行管理に用いるデータの標準仕様に基づく出力端子（FMS: Fleet Management System）

*4 Electronic Control Unit 電子回路を用いて制御する装置

【適用日】

令和6年1月5日

- ⑤ 年少者用補助乗車装置（いわゆるチャイルドシート）について、引火性（火炎伝播速度）を一定値以下とする難燃性要件を更新及び幼児の接触できる箇所に使用する材料の毒性要件を更新するとともに、衝突時の評価に使用するダミーに適した評価値へ変更します。

【適用日】

令和6年1月5日

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和6年1月5日

施 行：公布の日

ただし、ディフューズストラテジー防止装置に係る部分【2. (1)②、④及び⑥、(4)①並びに(5)の一部】は令和6年3月26日施行とします。